

議案第106号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま
市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入所者及び職員の健康診断) 第15条 [略] 2 [略] 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは <u>保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置</u> を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。 4 [略] (児童福祉施設内部の規程) 第17条 児童福祉施設 <u>(保育所を除く。)</u> においては、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を設けなければならない。 (1)・(2) [略]	(入所者及び職員の健康診断) 第15条 [略] 2 [略] 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは <u>保育の実施</u> を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。 4 [略] (児童福祉施設内部の規程) 第17条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を設けなければならない。 (1)・(2) [略]

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求め理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項

(苦情への対応)

第20条 [略]

2 [略]

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 [略]

(設備の基準)

第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア [略]

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるいずれかの施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
[略]		

(苦情への対応)

第20条 [略]

2 [略]

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 [略]

(設備の基準)

第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア [略]

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
[略]		

4階以上	[略]	
	避難用	1 <u>建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</u>
		2 <u>建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</u>
		3 <u>建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</u>

ウ〜ク [略]

(職員)

第45条 [略]

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

4階以上	[略]	
	避難用	<u>建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</u>

ウ〜ク [略]

(職員)

第45条 [略]

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下この項において「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定

(業務の質の評価等)

第49条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に当該保育所に入所している乳幼児の保護者その他の保育所の関係者（当該保育所の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第50条 削除

附 則

1 [略]

保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(公正な選考)

第49条 就学前保育等推進法第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第50条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

附 則

1 [略]

(特例幼保連携保育所の特例)

2 就学前保育等推進法第3条第3項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第44条第5号の規定を適用しないこと

ができる。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第44条第5号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 4 特例幼保連携保育所であつて、満3歳以上の幼児につき第45条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して市長が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 5 前項の規定による市長の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、附則第4項の規定による市長の承認については、当分の間、相当期間にわたり、保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。
- 7 前各項の規定は、就学前保育等推進法第3条第3項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第4項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

3 [略]
4 [略]
5 [略]
6 [略]

9 [略]
10 [略]
11 [略]
12 [略]

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。